

## 別冊 指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
  - ・法人名称 特定非営利活動法人ふれあいぼっぼ  
(登記事項については確認済)
  - ・法人所在地 茨木市上穂積二丁目1番10号
  - ・代表者職氏名 理事長 大谷 知子
- 2 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 3 事業所の名称 グループホームふれあい
- 4 事業所の所在地 茨木市安威四丁目13番18号  
北圏域
- 5 事業開始年月日 令和元年8月1日
- 6 利用者数 利用定員 9人(9人×1ユニット)
- 7 構造及び面積 鉄骨造2階建
  - ・事業に供する床面積 353.32㎡
  - ・居室面積 8.76㎡×9室  
(基準上必要な面積 1室あたり7.43㎡以上)
  - ・居間及び食堂の合計面積 19.58㎡  
(基準上必要な面積 利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ)
- 8 従業者
  - 管理者 1人
  - 計画作成担当者 1人(非常勤専従1人)
  - 介護従業者 9人(常勤専従2人、常勤兼務1人、  
非常勤専従6人)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 食事 1,285円/日 おやつ代 2,000円/月
- 11 居住費等 家賃 55,000円/月 管理費 22,000円/月
- 12 事業者の経歴 平成11年11月に設立された法人。茨木市内において、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、障害福祉サービス等を展開している。

## 参考 認知症対応型共同生活介護設備

- ・居室(個室) : 床面積は7.43㎡/室以上
- ・居間及び食堂等 : 利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ

指定域密着型サービスの指定について  
(認知症対応型共同生活介護事業者の指定申請)

名称		グループホームふれあい	
		認知症対応型共同生活介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		・要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	○
人員基準	事代表業者	・特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	管理者	・適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	従業者	・計画作成担当者:共同生活住居ごとに配置(厚生労働省が定める研修を修了している者で、少なくとも1人は介護支援専門員とし、介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者とする。 ・夜間及び深夜の時間帯以外は共同生活住居ごとに利用者3人に対し、常勤換算で1以上配置 ※夜間及び深夜の時間帯は共同生活住居ごとに1以上の夜勤(宿直不可) ※認知症の介護等に対する知識、経験を有する者	○ ○
設備基準	共基通準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・1事業当たりの共同生活住居は1又は2	○
		・共同生活住居の定員は5人以上9人以下	○
		・居室、居間、食堂、台所、浴室等、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。(サービス提供に支障がない場合は、併設する指定介護予防地域密着型サービス事業所との設備の共用を認めるものとする。)	○
		・居室床面積は7.43㎡以上	○
	・原則個室	○	
	・立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○	
運営基準	共基通準	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、脱出その他必要な訓練を行うこと。 ・運営推進会議を設置すること。	○ ○

注：○は申請内容が指定基準をクリアーしていることを示す。

特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ  
指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕  
グループホームふれあい 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽが開設するグループホームふれあい(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕従業者(以下「介護従業者」という。)が、認知症の症状を伴う要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、茨木市、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月10日茨木市条例第46号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提

供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームふれあい
- (2) 所在地 大阪府茨木市安威四丁目13-18

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員1名 介護従業者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名 (非常勤職員1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 9名 (常勤職員3名、うち1名管理者と兼務、非常勤職員6名、)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 入居に際し一時金として360,000円を徴収する。但し、入居後3ヶ月以内の退去については全額返金、3年未満で契約解除又は、死亡した場合は、(契約解除までの日数×日割計算した家賃等)を除き、預り金を返金する。
- 3 家賃については、月額55,000円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、日額1,285円を徴収する。又、おやつ代として月額2,000円を徴収する。
- 5 管理費については、月額22,000円を徴収する。
- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 7 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認

知症対応型共同生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者又は要支援者(要支援認定2以上)であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1)認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2)認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3)認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、茨木市、当該利用者の家族等に連絡すると

ともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業所の従業者等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

#### (苦情処理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法の規定により茨木市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は茨木市からの質問若しくは照会に応じ、及び茨木市が行う調査に協力するとともに、茨木市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを茨木市に通報するものとする。

(身体拘束)

第 17 条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(地域との連携など)

第 18 条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。



(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ふれあいぼっぽと事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

日常生活圏域



